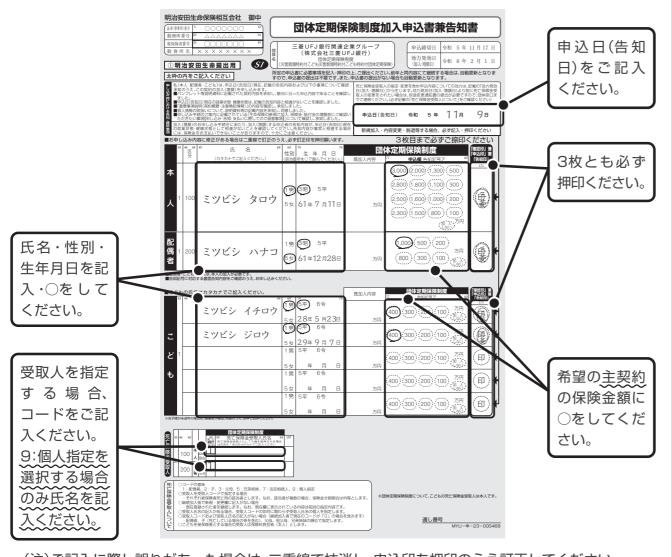
記入例「団体定期保険制度加入申込書兼告知書」



(注)で記入に際し誤りがあった場合は、二重線で抹消し、申込印を押印のうえ訂正してください。

事務取扱窓口:エムエスティ保険サービス(株)(略称MST)

本社 受託業務部 (03) 3340-3546

(受付時間) 平日9:00~17:00

個人情報に関する取扱いについて <契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ) 情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営 の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ

(https://www.meijiyasuda.co.jp/) をご参照ください。

- 死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください-

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

団体定期保険制度

(災害割増特約付こども災害割増特約付こども特約付団体定期保険)

2024年度 新規加入・更新のご案内

申込書を提出されない場合は従前のご加入内容で継続となりますのでご注意ください (2ページ「継続加入の取扱い」をご確認ください)。



責任開始期(加入日)

2024年2月1日(木)

申込締切日

2023年11月17日(金)

三菱UFJ銀行関連企業グループ

(契約者:株式会社三菱UFJ銀行)

※【契約概要】 【注意喚起情報】はP7~P8に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

団体定期保険制度

(災害割増特約付でども災害割増特約付でども特約付団体定期保険

意向確認【ご加入前のご確認】

団体定期保険制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。 で加入にあたってはで意向に沿った内容か、で確認のうえお申込みください。

制度の特色

Point 1

死亡・高度障害

死亡・高度障害保険金を 一時金としてお支払いします。 Point 2 1年更新のため、 毎年保障内容が 見直せます。

Point 3

1年経過後**収支計算**を行い、 **剰余金**が生じた場合は、

配当金として お返し_{します。} Point 4 定年退職後も 継続してご加入 いただけます。

(満70歳6ヵ月まで)

団体定期保険制度のしくみ

1年間に集まった保険料



1年ごとに収支計算

2022年度 配当実績

約 76.7 %

※配当率は、お支払時期の前年度 決算により決定しますので、将 来お支払いする配当金額は現時 点では確定していません。

★ご加入者の皆さまから保険料を集め、万一ご不幸(死亡・高度障害)があった場合に保険金としてお支払いします。1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付されますので実質的な負担は軽減されます。

この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

加入資格

本人とは株式会社三菱UFJ銀行の関連会社の役員及び社員をいいます。

- 本 人…申込書記載の告知内容に該当し、2024年2月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方 (継続の場合は満70歳6カ月までの方)
- 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年2月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月以下の方(継続の場合は満70歳6カ月までの方) ただし、2022年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます
- こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2024年2月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、 薬の処方期間中ではありません。

- (注) ①「治療」には、指示・指導を含みます。
 - ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の 判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・こども共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

《別表》

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

加入取扱いに関するご注意

- ・配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは 同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- ・こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

前年度と同内容にて継続する場合は、自動更新となりますので申込書の提出は不要です。また申込書の提出がない場合も自動更新となります。

保 険 料

<在職者>毎月の給与より控除します。(初回は2月より)

<定年退職者>毎月ご指定の銀行口座より口座振替いたします。

配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

保険期間

1年間(2024年2月1日~2025年1月31日)で、以後毎年更新します。

保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。 ただし、保険料の払込みが条件となります。

継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。

ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

2

月額保険料と保障内容

- ・記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は 初回に遡って精算致します。
- ・年齢は保険年齢です。(下記<ご注意>参照ください。)

加入対象区分	一般の死亡のとき (死亡保険金)・ 一般の高度障害のとき (高度障害保険金)	不慮の事故および特定感染症 による死亡のとき (死亡保険金+災害保険金)・ 不慮の事故および特定感染症 による高度障害のとき	15~ (1988年8 2009年	8月2日~ \	36~ (1983年8 (1988年)	月2日~ \	41~ (1978年 1983年	45歳 8月2日~) 8月1日	46~ (1973年8 1978年	3月2日~ \	51~ (1968年8 1973年	月2日~ \	56~ (1963年8 1968年	3月2日~ \	61~ (1958年8 1963年	3月2日~ \		70歳 8月2日~ 8月1日)
	【主契約】	(高度障害保険金+災害高度障害保険金)	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	100万円	200万円 (100万円+100万円)	135円	101円	161円	142円	204円	165円	275円	217円	382円	279円	534円	343円	796円	442円	1,161円	582円
	200万円	400万円 (200万円+200万円)	270円	202円	322円	284円	408円	330円	550円	434円	764円	558円	1,068円	686円	1,592円	884円	2,322円	1,164円
	300万円	600万円 (300万円+300万円)	405円	303円	483円	426円	612円	495円	825円	651円	1,146円	837円	1,602円	1,029円	2,388円	1,326円	3,483円	1,746円
	500万円	1,000万円 (500万円+500万円)	675円	505円	805円	710円	1,020円	825円	1,375円	1,085円	1,910円	1,395円	2,670円	1,715円	3,980円	2,210円	5,805円	2,910円
	800万円	1,600万円 (800万円+800万円)	1,080円	808円	1,288円	1,136円	1,632円	1,320円	2,200円	1,736円	3,056円	2,232円	4,272円	2,744円	6,368円	3,536円	9,288円	4,656円
	1,000万円	2,000万円(1,000万円+1,000万円)	1,350円	1,010円	1,610円	1,420円	2,040円	1,650円	2,750円	2,170円	3,820円	2,790円	5,340円	3,430円	7,960円	4,420円	11,610円	5,820円
	1,100万円	2,100万円(1,100万円+1,000万円)	1,445円	1,071円	1,731円	1,522円	2,204円	1,775円	2,985円	2,347円	4,162円	3,029円	5,834円	3,733円	8,716円	4,822円	12,731円	6,362円
本人	1,300万円	2,300万円(1,300万円+1,000万円)	1,635円	1,193円	1,973円	1,726円	2,532円	2,025円	3,455円	2,701円	4,846円	3,507円	6,822円	4,339円	10,228円	5,626円	14,973円	7,446円
	1,500万円	2,500万円(1,500万円+1,000万円)	1,825円	1,315円	2,215円	1,930円	2,860円	2,275円	3,925円	3,055円	5,530円	3,985円	7,810円	4,945円	11,740円	6,430円	17,215円	8,530円
	1,600万円	2,600万円 (1,600万円+1,000万円)	1,920円	1,376円	2,336円	2,032円	3,024円	2,400円	4,160円	3,232円	5,872円	4,224円	8,304円	5,248円	12,496円	6,832円	18,336円	9,072円
	1,800万円	2,800万円 (1,800万円+1,000万円)	2,110円	1,498円	2,578円	2,236円	3,352円	2,650円	4,630円	3,586円	6,556円	4,702円	9,292円	5,854円	14,008円	7,636円	20,578円	10,156円
	2,000万円	3,000万円 (2,000万円+1,000万円)	2,300円	1,620円	2,820円	2,440円	3,680円	2,900円	5,100円	3,940円	7,240円	5,180円	10,280円	6,460円	15,520円	8,440円	22,820円	11,240円
	2,300万円	3,300万円 (2,300万円+1,000万円)	2,585円	1,803円	3,183円	2,746円	4,172円	3,275円	5,805円	4,471円	8,266円	5,897円	11,762円	7,369円	17,788円	9,646円	26,183円	12,866円
	2,500万円	3,500万円(2,500万円+1,000万円)	2,775円	1,925円	3,425円	2,950円	4,500円	3,525円	6,275円	4,825円	8,950円	6,375円	12,750円	7,975円	19,300円	10,450円	28,425円	13,950円
	2,800万円	3,800万円 (2,800万円+1,000万円)	3,060円	2,108円	3,788円	3,256円	4,992円	3,900円	6,980円	5,356円	9,976円	7,092円	14,232円	8,884円	21,568円	11,656円	31,788円	15,576円
	3,000万円	4,000万円 (3,000万円+1,000万円)	3,250円	2,230円	4,030円	3,460円	5,320円	4,150円	7,450円	5,710円	10,660円	7,570円	15,220円	9,490円	23,080円	12,460円	34,030円	16,660円
	100万円	200万円 (100万円+100万円)	135円	101円	161円	142円	204円	165円	275円	217円	382円	279円	534円	343円	796円	442円	1,161円	582円
	200万円	400万円 (200万円+200万円)	270円	202円	322円	284円	408円	330円	550円	434円	764円	558円	1,068円	686円	1,592円	884円	2,322円	1,164円
 配偶者	300万円	600万円 (300万円+300万円)	405円	303円	483円	426円	612円	495円	825円	651円	1,146円	837円	1,602円	1,029円	2,388円	1,326円	3,483円	1,746円
旧旧有	500万円	1,000万円 (500万円+500万円)	675円	505円	805円	710円	1,020円	825円	1,375円	1,085円	1,910円	1,395円	2,670円	1,715円	3,980円	2,210円	5,805円	2,910円
	800万円	1,600万円 (800万円+800万円)	1,080円	808円	1,288円	1,136円	1,632円	1,320円	2,200円	1,736円	3,056円	2,232円	4,272円	2,744円	6,368円	3,536円	9,288円	4,656円
	1,000万円	2,000万円(1,000万円+1,000万円)	1,350円	1,010円	1,610円	1,420円	2,040円	1,650円	2,750円	2,170円	3,820円	2,790円	5,340円	3,430円	7,960円	4,420円	11,610円	5,820円
	100万円	200万円 (100万円+100万円)	一律 1	10円														

100万円 200万円 (100万円+100万円) 一律 110円 こども 200万円 400万円 (200万円+200万円) 一律 220円 300万円 500万円 (300万円+200万円) 一律 290円 (3~22歳) 400万円 600万円 (400万円+200万円) 一律 360円

■定年退職者のお取扱い

- ※定年退職(定年退職扱含む)時に当団体定期保険制度に加入されている ※定年退職後保障開始日の前々月の20日までに口座振替申込書をご提 方について希望者は、満70歳6カ月まで引続き継続加入していただけ ます。
- ※定年退職時の加入保険金額を限度として継続いただけますが、主契約 1,600万円~3,000万円(死亡・高度障害保険金)にご加入されて いた方については、主契約1.500万円(死亡・高度障害保険金)を限 度として減額となります。(更新に伴う増額はお取扱いできません。)
- 出いただき、毎月27日に翌月分の保険料を振替いたします。その際、 口座振替経費としてご加入の保障内容にかかわらず、一口座につき一 律150円をご負担いただきます。

〈ご注意〉

- ・配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入くだ・・・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われ さい。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数につ いて6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。 (例) 保険年齢40歳=2024年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満 40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わり

- 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- た場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退 した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- ・こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加 入となります。
- ・原則として、期間途中での脱退はできません。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険 者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障 害保険金の受取人は被保険者です。

保険会社からのお願い・ご注意

<保険金のご請求について>

6

- ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。
- ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。

- ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみ やかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

この制度は生命保険会社と締結した災害割増特約付こども災害割増特約付こども特約付団体定期保険契約 に基づき運営します。

[引受会社] 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)

大同生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 太陽生命保険株式会社

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を 行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等 は変更されることがあります。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

MY-A-23-団-007207

~団体定期保険制度~ ((新・)団体定期保険)のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額 日」と読み替えます。

(新・)団体定期保険について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、保険金を お支払いします。(当社の職員または当社で委託した確認担 当者が、保険金のご請求の際、ご請求内容等について確認す る場合があります)

[死亡保険金]

お支払事由	お支払額	受取人	
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金 額	死亡保険金 受取人	

[高度障害保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
加入日(*)以後に(業務上業務 を問わず)発生した傷害または 病した疾病により、保険期間中 下記のいずれかの高度障害状態 該当した場合	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	被保険者

<高度障害状態とは>

- 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの**
- 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久 に失ったもの
- 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で 失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始 末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではで きず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

[災害保険金] [災害高度障害保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の加入日(*)以後に発生 した不慮の事故による傷害を原因 として事故の日から180日以内、	災害保険金額	死亡保険金 受取人
かつ保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、	<u> </u>	交吸入
または加入日(*)以後に発病した 特定感染症(★)を直接の原因とし て保険期間中に死亡または所定の	災害高度障 害保険金額	被保険者
高度障害状態に該当した場合		

(★)対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示 第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類 項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編『疾 病、傷害および死因統計分類提要ICD—10(2003年版)準 拠」によるものとします。

分類項目(基本分類コード)

コレラ(AOO)、陽チフス(AO1.O)、パラチフスA(AO1.1)、細菌性赤痢(AO3)、陽管出血性大腸菌感染症(AO4.3)、ペスト(A2O)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎<ポリオ>(A8O)、ラッサ熱(A96.2)、クリミヤ・コンゴ < Crimean-Congo>出血熱(A98.0)、マールブルグ < Marburg > ウイルス病(A98.3)、エボラ < Ebola > ウイルス病(A98.4)、痘瘡(BO3)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります)(UO4)(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)を含みます。

A

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。 (すでにお払込みいただいた保険料についてもお返 しできないことがあります)

- ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは 特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知 義務違反により解除となったとき
- ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります)
- ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で 事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、 ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応 する部分が解除となった場合 など

1. 死亡保険金

- ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己 の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険 金をお支払いする場合もあります)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

2. 高度障害保険金

- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

3. 災害保険金・災害高度障害保険金

- ①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、 泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運 転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当 する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ④地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

契約概要•注意喚起情報【生命保険】

団体定期保険制度(災害割増特約付こども災害割増特約付こども特約付団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

で加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、で加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、で加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。で加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

● 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、 企業・団体を保険契約者として運営する保険商 品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・ 保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入	保険	保障内容	支払
	資格	期間	保険料	事由
団体定期保険	P2	P2	ΡΊ	P6

3 配当金

団体定期保険は1年ごとに収支計算を行ない、 剰余金が生じた場合は配当金としてお返ししま す。

4 脱退による返戻金

団体定期保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田牛命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、団体定期保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

む申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

- ■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- ■正しく告知をいただけない場合は、「告知義 務違反」としてご契約が解除され保険金をお 支払いできないこともあります。

❸ 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例 (保障はありません (保険期間 中込日・告知日 責任開始期 (申込書兼告知書を (加入日)

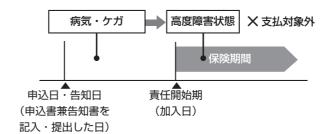
■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を 承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例

記入・提出した日)



- ■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- ■上記を含め保険金等をお支払いできない場合 については、本パンフレットの該当ページを ご覧ください。

団体定期保険 P6

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。 保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。 (ホームページ https://www.seihohogo.ip/)

6 ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・ 各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・ 年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険協会」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ https://www.seiho.or.jp/)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けた ことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼し た後、原則として1ヵ月を経過しても、契約 者等と生命保険会社との間で解決がつかない 場合については、指定紛争解決機関として、 生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約 者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の 留意事項

- ■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- ■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

MEMO	MEMO

•